

## ( 審 査 基 準 )

### ○神戸市重度障害者医療費助成に関する条例

(助成の範囲)

第3条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費(前条第2号オに該当する対象者にあつては、精神疾患の医療に係る医療費を除く。以下同じ。)のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員(被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。)又は後期高齢者医療の被保険者が負担すべき額(当該医療に要する費用の額から国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により療養の給付を行う者(以下「保険者」という。)が負担すべき額(保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。)を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。)から、一部負担金を控除した額(18歳の誕生日(誕生日が2月29日である者について、うるう年以外の年にあつては、2月28日。以下同じ。)の前日以後の最初の3月31日までの間にある対象者の入院に係る医療費の場合にあつては、被保険者等負担額の全額)を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象者が高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付を受けたとき又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けたとき。

2 前項の一部負担金(以下単に「一部負担金」という。)の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、医療担当者等(診療、薬剤の支給又は手当を行う病院、診療所、薬局その他の者をいう。以下同じ。)ごとに当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 外来に係る医療費の場合において、当該被保険者等負担額の1日当たりの合計額が600円を超えるとき。 600円

イ 外来に係る医療費の場合において、当該被保険者等負担額の1日当たりの合計額が600円以下であるとき。 当該合計額の全額

ウ 入院に係る医療費のとき。 当該医療費に100分の10を乗じて得た額(その額が2,400円を超えるときは、2,400円)

(2) 判定対象者のいずれもが、医療保険各法の給付を受けた月の属する年度(医療保険各法の給付を受けた月が4月から6月までの間にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によつて課される所得割を除く。)が課されていない者(当該市町村民税を免除された者を含む。)であり、かつ、医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年(医療保険各法の給付を受けた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。))によるものとし、所得税法第35条第2項(に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。)の合計額が80万円以下である場合又は対象者が18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合のいずれかに該当する場合次に掲げる場合(対象者が18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合にあつては、次のア又はイに掲げる場合)の区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 外来に係る医療費の場合において、当該被保険者等負担額の1日当たりの合計額が400円を超えるとき。 400円

イ 外来に係る医療費の場合において、当該被保険者等負担額の1日当たりの合計額が400円以下であるとき。 当該合計額の全額

ウ 入院に係る医療費のとき。 当該医療費に100分の10を乗じて得た額(その額が1,600円を超えるときは、1,600円)

3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せ行う病院又は診療所は、前項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外

の診療につきそれぞれ別個の医療担当者等とみなす。

- 4 第1項本文の規定にかかわらず、外来に係る医療費の場合であつて、同一の月において同一の医療担当者等に一部負担金の支払を2回以上行ったときは、その月のその後の期間内に当該医療担当者等において医療を受ける場合の被保険者等負担額の全額を助成する。この場合において、同一の日に同一の医療担当者等に2回以上行った一部負担金の支払の合計額は、その合計額を1回の一部負担金の支払額とみなす。
- 5 第5条第2項の助成の場合であつて、同一の医療担当者等で同一の月に2日以上外来に係る医療を受けるときは、前項の規定にかかわらず、当該医療担当者等に支払った被保険者等負担額の当該期間内の総額から一部負担金を1日当たり600円(第2項第2号に該当するときは、400円)として2日を限度に乗じた額を控除した額を助成するものとする。ただし、第4条第2項に規定する資格者が、当該医療担当者等で当該期間内に支払った初めの2日分の当該被保険者等負担額につき、1日当たりの支払額がそれぞれ600円(第2項第2号に掲げる場合に該当するときは、400円)以下である旨の申立てを行い、これを市長が認めるときは、当該医療担当者等に支払った被保険者等負担額の当該期間内の総額から当該申立てに係る額の2日分の合計額を控除した額を助成するものとする。
- 6 第1項本文の規定にかかわらず、連続する3月において入院に係る医療を受け、かつ、第2項第1号ウ(同項第2号に掲げる場合にあっては、同号ウ)に規定する額の一部負担金を支払ったときは、当該3月に連続する月において入院に係る医療を受ける場合の被保険者等負担額の全額を助成するものとする。
- 7 第1項本文の規定にかかわらず、対象者が身体障害者福祉法別表第4号に規定する障害が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級又は2級の障害の程度に該当し、かつ、別表(1)の項又は(2)の項に定める基準に該当する知的障害者であるときは、被保険者等負担額の全額を助成するものとする。
- 8 市長は、対象者が医療担当者等に一部負担金を支払うことが困難であると認めるときその他特別の理由があるときは、第2項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、一部負担金を免除することができる。(助成の方法)

(助成の方法)

#### 第5条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、資格者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

## ○神戸市重度障害者医療費助成に関する条例施行規則

(助成方法の特例)

- 第12条 条例第5条第2項に規定する市長が特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。
  - (1) 資格者が条例第3条第1項各号のいずれかに該当する場合における当該医療に要する費用の全額を医療担当者等に直接支払ったとき。
  - (2) 資格者が条例第3条第1項各号のいずれかに該当する場合における当該医療に要する費用のうち被保険者等負担額を医療担当者等に直接支払ったとき。
  - (3) 資格者が条例第3条第1項の規定による助成の額と同項の被保険者等負担額との差額を超える額の一部負担金を支払ったとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

#### 2・3 (略)

- 4 後期高齢資格者が、条例第5条第2項に規定する方法により助成を受けようとするときは、当該事項を証する書類を添えた書面により市長に申請しなければならない。ただし、第1項第3号に該当する場合において市長が申請の必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 5 市長は、後期高齢資格者から前項の申請があったときは、速やかにその助成額を決定し、書面により当該後期高齢資格者に対し通知するものとする。